

ダブリンの原則

アイルランド国立大学

Sanford Road, Ranelagh, Dublin 6, Ireland

ウェブサイト、www.ncir.ie/info/dubprin/welcome.html

本原則は、本原則がかかわる諸分野における協力の合理的な基盤として広く諸機関に受け入れられることを望みます。組織、企業、学術機関、または他の関連団体が本原則に同意する場合または本原則実施の監視作業に関与することを希望する場合は、アイルランド国立大学の学長である Joyce O'Conner 教授、(Sanford Road, Ranelagh, Dublin 6, Ireland) にご連絡くださるか、またはウェブサイト、www.ncir.ie/info/dubprin/welcome.html で同教授にご連絡ください。

アルコール飲料業界、諸政府、科学研究者、および公衆衛生部門の間の協力原則

多くの国々の個人および諸機関が徹底的な協議を行った後、アイルランド国立大学と国際アルコール政策センターの招きで、専門家グループは 1997 年 5 月 26～28 日ダブリンにおいて会議をもった。同会議の終わりに、出席者は個人の資格において、「ダブリンの原則」の採択に同意し、同原則が一般的に採択されることを希望する旨表明した。

出席者は、科学者、業界役員、政府当局者、公衆衛生分野の専門家、および政府間組織と非政府組織を代表する個人であった。

序文 協力の倫理

社会共通の利益のために、すべての個人が応分の社会的責任を負うことが求められる。飲酒に関連する分野では、個人と個人が居住する社会が情報に基づく選択を出来ることが必要である。アルコールに関する公共の知識を充実しその濫用を防ぐために、政府、アルコール飲料業界、科学研究者、および公衆衛生部門は、本原則に示される共同作業の共同責任を有する。

I . アルコールと社会

業界、政府、地域社会、および公衆衛生主唱者の協力

- A. 政府、非政府組織、公衆衛生の専門家、およびアルコール飲料業界の企業は、入手可能な科学的根拠を可能な限り理解して、そのアルコール関連の諸問題に関する政策と立場を決めるべきである。
- B. アルコール政策は、それを取り巻く文化的状況に適合し、政府による規制、業界の自主規制、および個人の責任の組み合わせを反映すべきである。

- C. 飲酒は、個人と社会の両方に多様な有益または有害な健康上の結果および社会的結果と関連する。政府、政府間組織、公衆衛生分野、およびアルコール飲料業界の企業は、個々にそして協力して、無責任な飲酒とその誘因と戦うために適切な対策を取るべきである。その対策には、研究、教育、およびアルコール関連の諸問題に対処するプログラムの支援がありうる。
- D. アルコール飲料業界とアルコールの製造、販売、規制および消費にかかわる団体は、合法的かつ責任ある飲酒だけを促進すべきである。
- E. 政府と業界は共に製品安全の厳格な管理を確保する責任を有する。
- F. 個人が飲酒に関して、情報に基づく選択ができるように、健康と社会に対するアルコールの影響に関する情報を公衆に提供するすべての人は、そのような情報を正確にそして釣り合いのとれた形で提供すべきである。
 1. アルコール飲料製品の広告は、合理的な規制と業界の自主規制を受けなければならない。過剰または無責任な飲酒を助長すべきではない。
 2. 教育プログラムは、飲酒と飲酒に関連するリスクに関する正確な情報を提供するために重要な役割を果たすべきである。

II. アルコール研究

業界、政府、および科学・学術分野の協力

- A. アルコールのすべての側面についてより多く学ぶために、学術・科学分野は、アルコール飲料業界、政府、および非政府組織と自由に協働すべきである。
- B. アルコール飲料業界、政府、および非政府組織は、アルコールの消費、濫用、効果、および性質、ならびにアルコール、健康および社会の関係の理解向上に資する、独立の科学研究を支援すべきである。
- C. 学術・科学分野は、研究資金源に関わらず、アルコール研究の実施と報告に関して最も高度な職業的、科学的、および倫理的基準を遵守すべきである。
- D. 研究の実施にかかわるすべての者は、資金提供者を含め、科学研究と学術団体の基本である知的完全性と自由な調査を損なう可能性がある措置を避けるべきである。
 1. 研究支援を求める場合は、科学研究者は、いかなる研究プロジェクトであっても、その計画、実施、分析、解釈または報告に直接および顕著に影響する可能性がある、個人的、経済的、または金銭的利害関係を開示すべきである。
 2. 科学研究者は、研究報告において、研究活動の資金源を明示すべきである。
- E. 研究者は、その研究成果を自由に発表・出版すべきである。公衆衛生に関連しない専有情報または企業機密を保護する目的の場合には、研究成果の発表と出版は、あらかじめ合意した合理的かつ倫理的な制限を受けてもよい。

参加者リスト

(所属機関は、情報提供の目的で含めた)

Joseph Asare, Accra Psychiatric Hospital, Ghana

Bernard Le Bourhis, Institut de recherches scientifiques sur les boissons, France

Michael Crutcher, Brown-Forman Corporation, USA

Ivan Diamond, University of California at San Francisco, USA

Hans Emblad, International Consortium of Non Governmental Organizations on Prevention

of Substance Abuse, Switzerland

Marcus Grant, International Center for Alcohol Policies, USA

Hurst Hannum, Fletcher School of Law and Diplomacy, Tufts University, USA

David Hawks, National Centre for Research into the Prevention of Drug Abuse, Curtin University of Technology, Australia

Annette van den Hogen, Heineken N.V., The Netherlands

David Ichel, Simpson Thacher & Bartlett, USA, Counsel for ICAP

Paul Lemmens, University of Maastricht, The Netherlands

Jorge Litvak, University of Chile

Henk van Luijk, European Institute for Business Ethics, Nijenrode University, The Netherlands

Desmond O'Byrne, World Health Organization, Switzerland

Joyce O'Connor, National College of Industrial Relations, Ireland

Gaye Pedlow, Guinness PLC, UK

Khee Liang Phoa, Dutch Foundation for the Responsible Use of Alcohol (STIVA), The Netherlands

Martin Plant, University of Edinburgh, UK

Flavio Poldrugo, University of Trieste, Italy

Helen Ruddle, National College of Industrial Relations, Ireland

Norman Sartorius, World Psychiatric Association, Switzerland

Ronald Simpson, Joseph E. Seagram & Sons Inc., USA

Archer Tongue, International Council on Alcohol and Addictions, Switzerland

Takako Tsujisaka, World Health Organization, Switzerland